

## **【意見発表資料】**

**○木下 英幸さん NPO法人はなぶさ学園**

## ①はなぶさ学園不登校支援活動内容

2018年不登校支援開始 2020年N P O法人設立 / スタッフ常時3名 送り迎え3名 その他2名

活動日：毎週金曜日（無料）

R5年度から他の支援団体と連携して金曜日以外も居場所の提供を開始

活動内容：①子供の興味に合わせた体験学習

②ALL南信州はなぶさ親の会を1.2ヶ月に1回開催

③松川町中央小学校、北小学校の特別支援学級で授業

④各学校の支援の先生、担任の先生と支援会議

⑤地元企業と連携して子供たちの将来の仕事作り

活動理念：①子供たちの職業選択になるための生き抜く力（働く）を身につける

②家族や学校以外の大人に出会い、多種多様な価値観を学ぶ

③地域と繋げて孤立化（ひきこもり）や自殺を防止する

出席扱い：飯田市内の小中学校、高森町中学校、下條村小学校、豊丘村中学校

その他の活動：①貧困家庭食料支援②若者就労支援③DV被害等支援④交通安全・防災活動  
⑤命の授業活動（命の大切さと伝える）

多種多様な分野との繋がりを持ち連携して活動を行う

## ②はなぶさ学園生徒の状況（一部抜粋）

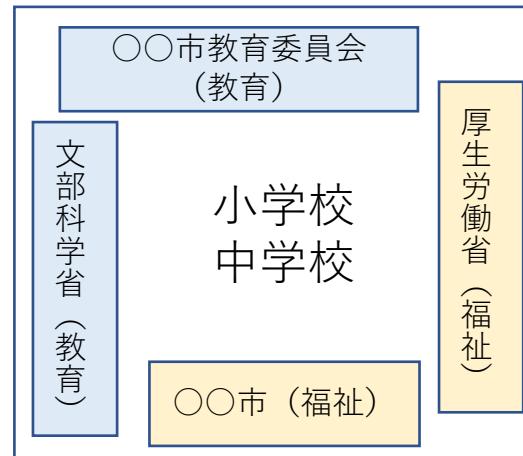
利用開始時期	不登校原因	現在	現在の状況	連携の状況
小学 男子	面倒くさがり	現在	学校に行けるようになった。はなぶさ学園も利用	教育委員会・学校と連携
中学 男子	いじめ	現在	高校に行けるようになった。	教育委員会・社協と連携
小学 男子	コミュニケーション障害	現在	学校に行けるようになった。（学校への不信感）	教育委員会・学校と連携
小学 女子	友達と合わない	現在	学校に行けるようになった。（現在児童会長）	学校と連携
小学 男子	D V の可能性	現在	母親の送迎状況に合わせてはなぶさ学園に通学	教育委員会・学校と連携
小学 男子	D V 不安症	現在	はなぶさ学園利用(自殺願望)	学校と連携
小学 男子	D V	現在	はなぶさ学園と他の施設を利用	学校と連携
中学 男子	心の病	現在	はなぶさ学園利用（自殺願望）（学校への不信感）	学校と連携
中学 女子	自閉症	現在	はなぶさ学園利用（学校への不信感）	教育委員会・学校と連携
中学 女子	クラスに馴染めない	現在	学校に行けるようになった。	教育委員会・学校と連携
小学 女子	コミュニケーション障害	現在	学校に行けるようになった。	学校と連携
中学 男子	コミュニケーション障害	現在	はなぶさ学園利用予定	学校と連携
中学 女子	コミュニケーション障害	現在	高校に行けるようになった。	教育委員会・学校と連携
中学 男子	自閉症	現在	はなぶさ学園利用	教育委員会・学校と連携
中学 男子	原因不明	現在	はなぶさ学園利用	教育委員会・学校と連携
小学 男子	自閉症	現在	はなぶさ学園サポート（学校/行政への不信感）	教育委員会・学校と連携
小学 女子	原因不明	現在	はなぶさ学園サポート	教育委員会・学校と連携
小学 女子	原因不明	現在	はなぶさ学園サポート（学校への不信感）	教育委員会・学校と連携
中学 男子	ひきこもり	現在	定期的に家庭訪問	教育委員会・学校と連携
中学 男子	ひきこもり自閉症	現在	はなぶさ学園サポート（学校/行政への不信感）	教育委員会・学校と連携
小学 女子	原因不明	現在	はなぶさ学園利用（学習障害）	教育委員会・学校と連携

①不登校の原因是多種多様で学校で対応できないケースもある。②いじめが原因で行けないケースは少ない。

③勉強の遅れが長期不登校に繋がっている場合が多い。④感受性豊かで繊細で優しい子が多い。

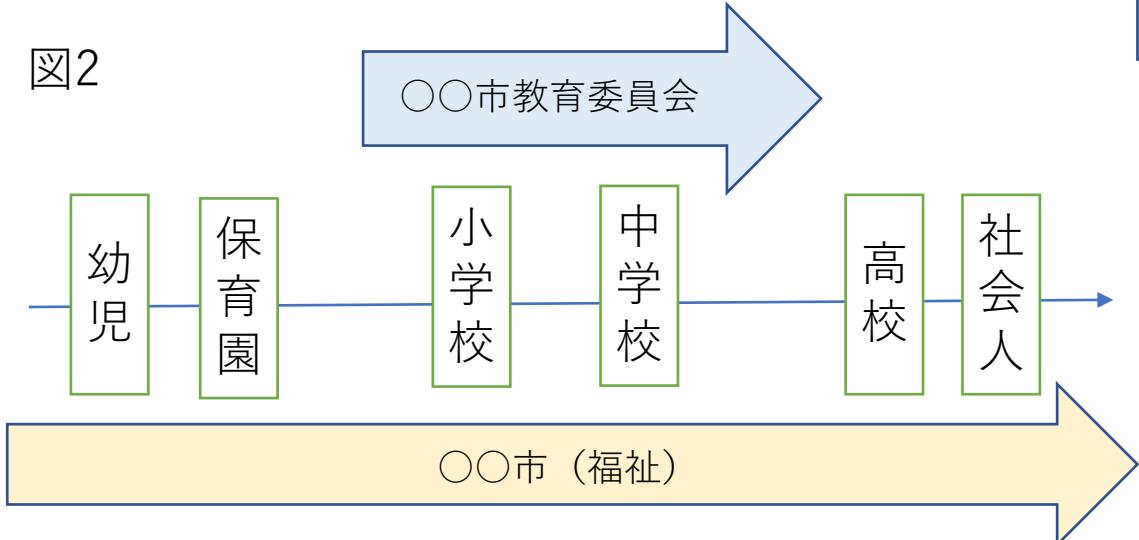
### ③不登校児童の教育と福祉の関係図

図1



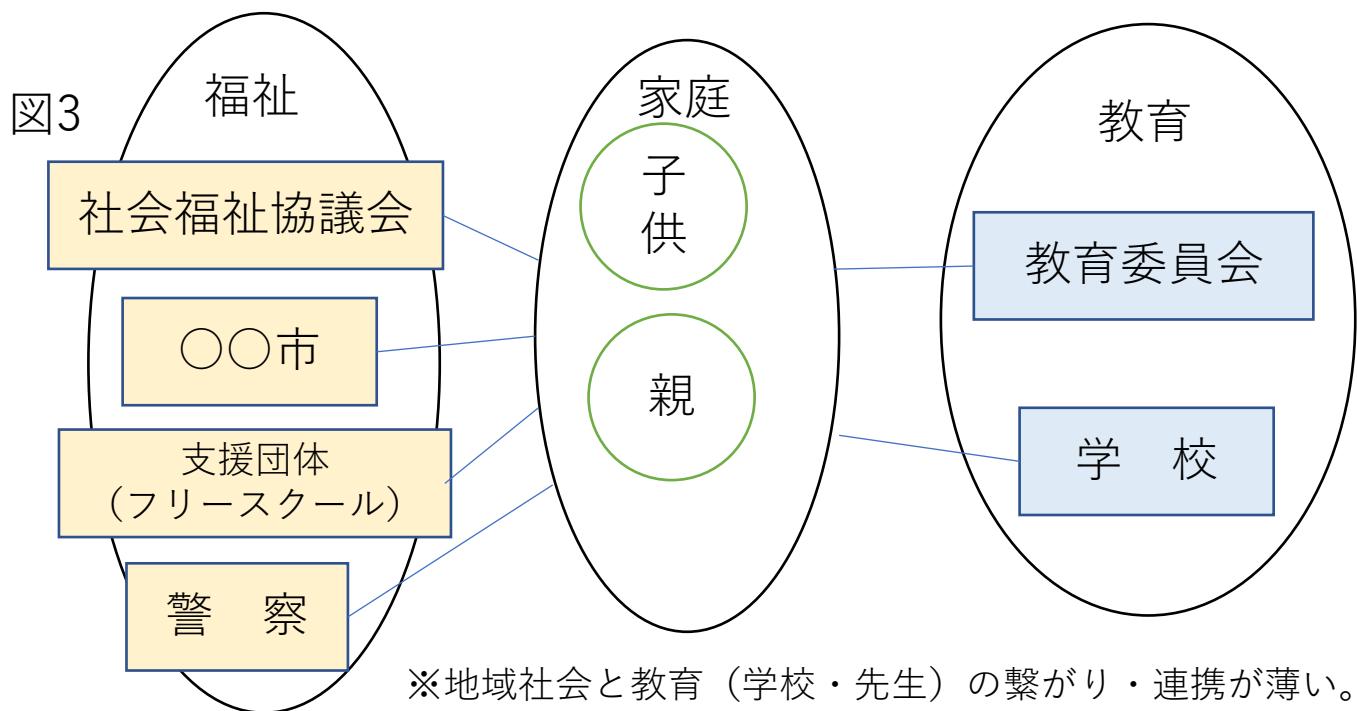
※学校に携わるそれぞれの組織が連携できていない。

図2



※小・中学校時点での点の支援ではなく、幼児教育から社会に出てからも継続していく線での支援が必要である。

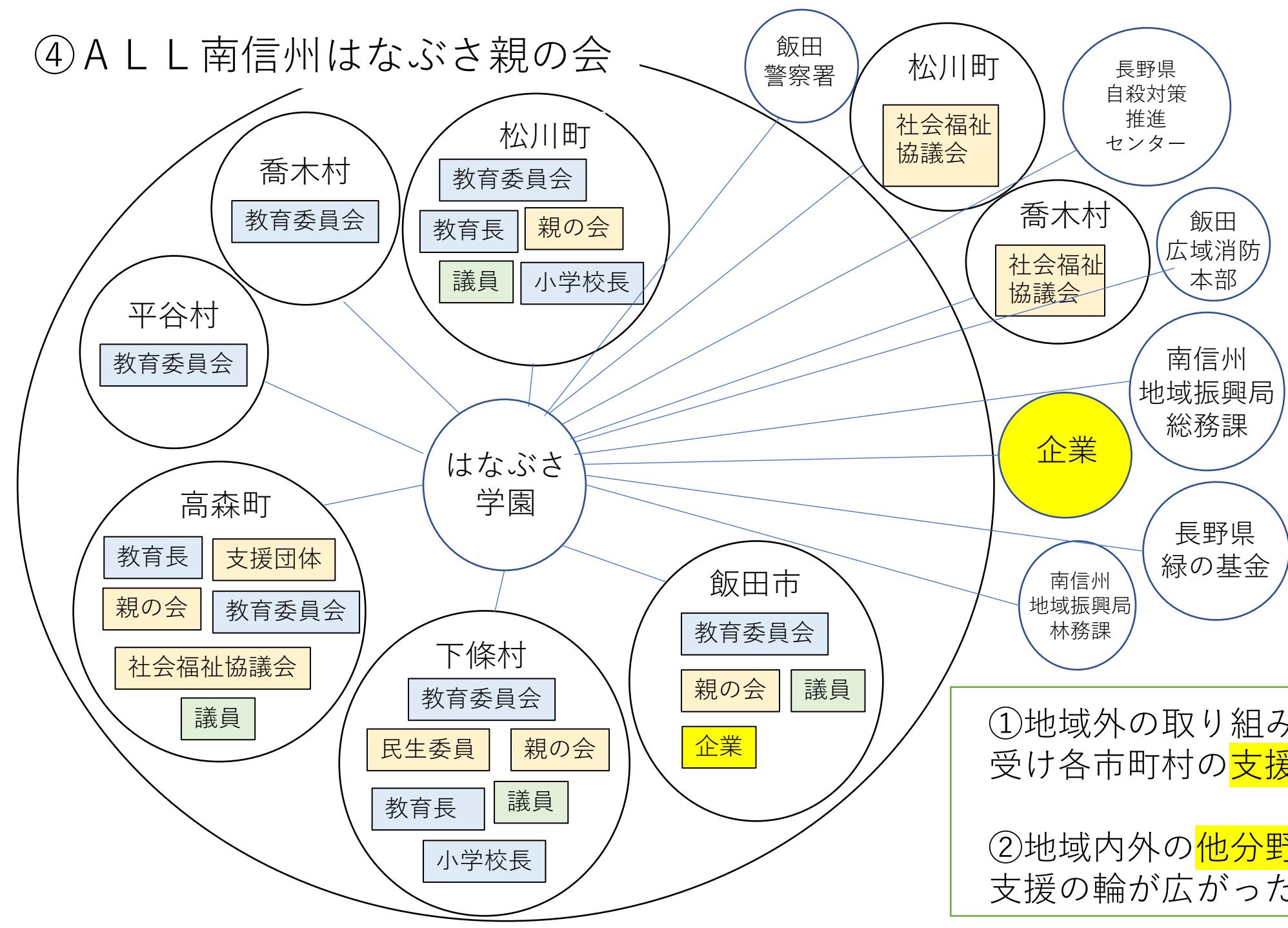
図3 地域社会



※地域社会と教育（学校・先生）の繋がり・連携が薄い。

- ①不登校支援は教育の分野だけではなく  
**福祉の分野が大きく影響**している。
- ②縦割り社会の弊害で教育と福祉の連携  
**が取れていない。**

#### ④ A L L 南信州はなぶさ親の会



1,2ヶ月に1回開催。各地域の様々な分野の方が参加して交流を深めながら全員で不登校支援の課題解決に向けて話し合う。不登校児童の保護者が直接教育関係者に声を届ける場所でもある。保護者の孤立化を防ぎ、市町村単位を越えて南信州全域での格差の無い支援を目指す。

①地域外の取り組みを知ることで刺激を受け各市町村の支援活動が活発になった。

②地域内外の他分野の方と繋がることで支援の輪が広がった。

## ⑤松川町の取り組み

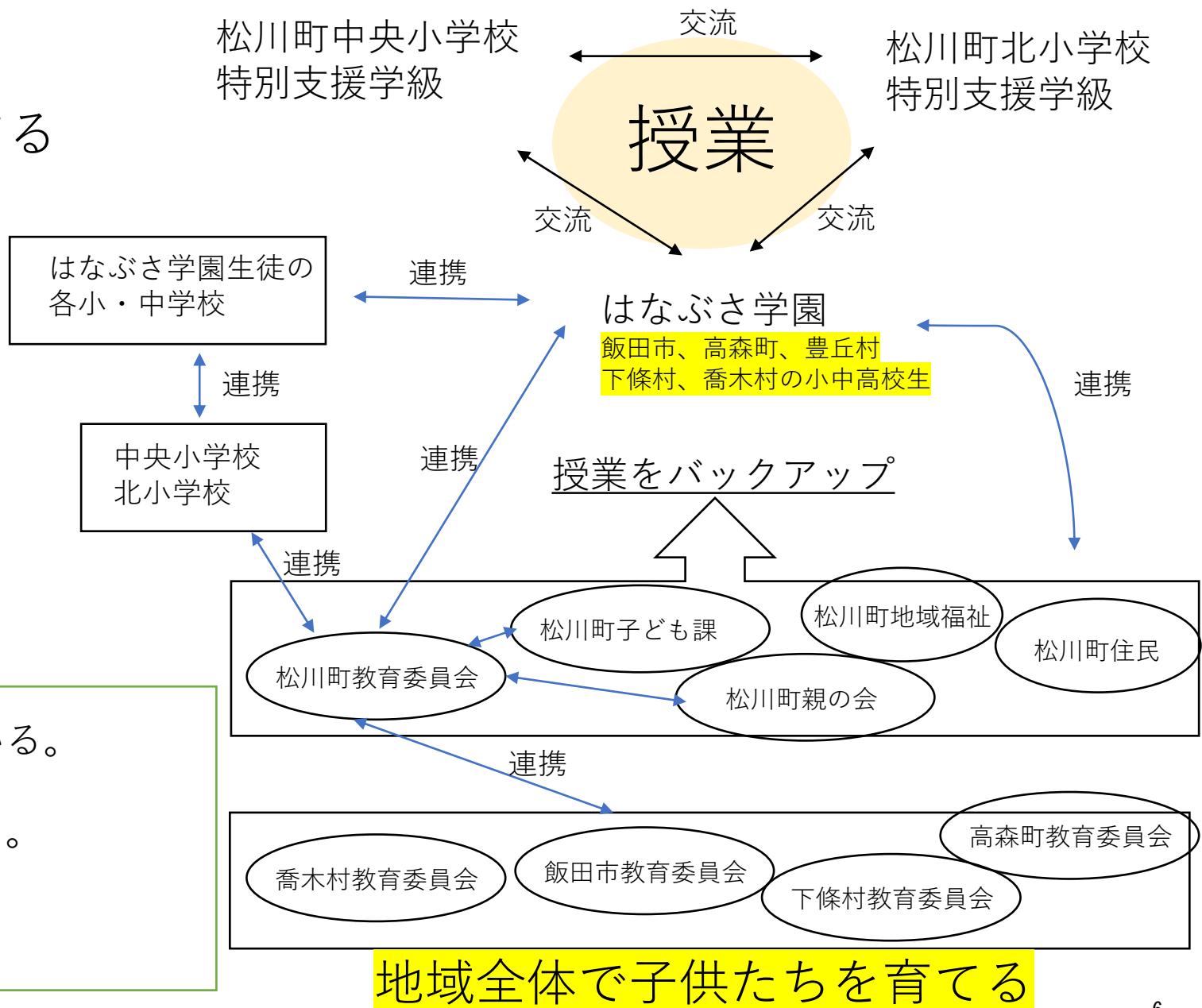
令和5年度の授業内容

### ①竹の活用方法 + ②山羊を育てる

①放置竹林の地域課題を知り活用方法を考え  
モノ作りの技術を覚え、職業選択のひとつに  
なるように自立できる力を養う。地域住民の  
協力をいただきながら子供たちと山羊小屋を  
製作する。(七夕、流しそうめん、本棚、椅子  
竹炭、風鈴を製作予定。10月28日南信州地域振  
興局主催の環境メッセに出展予定)

②特別支援学級の生徒は委員会に入れない場合  
多く、生き物の世話をする機会が少ないので山  
羊の飼育を通して命の大切さや、命を守る責任  
感を養う。また山羊は心の癒やしにも良いとさ  
れていて、子供たちの心の成長や安定に繋がる  
効果が期待ができる。

- ①地域や年齢を超えて同じ授業を受けている。
- ②社会で生き抜く力（働く）を身につける。
- ③各組織が連携して協力的である。



## ⑥松川町とはなぶさ学園連携の経緯

R3年度

3月31日松川町教育長と松川町子ども課に挨拶  
はなぶさ学園の活動内容を報告と  
松川町不登校児童の情報交換

R4年度

5月6日はなぶさ学園の生徒を連れて松川教育長に挨拶

9月17日教育長の案内ではなぶさ学園の生徒が  
松川町を観光（交流会）

10月21日中央小学校人権講演会で保護者と先生に向けて  
はなぶさ学園の活動を報告。その場で校長先生から授業のオファーをいただき特別支援学級の先生と打ち合わせをする

11月8日中央小学校で、はなぶさ学園合同授業  
レザークラフトを使った命の授業  
飯田市教育委員会見学

11月17日飯田市で開催した ALL南信州はなぶさ親の会に  
教育長が参加

11月25日中央小学校2回目の合同授業（レザークラフト）

12月4日松川町でALL南信州はなぶさ親の会を開催  
松川町の教育関係者、支援団体、不登校児童の親が参加

初年度  
約7ヶ月後  
1回目

12月9日中央小学校3回目の合同授業（レザークラフト）

12月16日中央小学校4回目の合同授業（レザークラフト）

12月21日北小学校で飯田警察署と合同交通安全教室

1月11日冒険家阿部さんを紹介し、北小学校の生徒と  
オンラインで交流会 冒険家の生き方を学ぶ

1月21日冒険家阿部さんが教育委員会挨拶  
中央小学校で交流会 冒険家の生き方を学ぶ

2月6日ALL南信州はなぶさ親の会を高森町で開催  
教育長が松川町の支援の取り組みを紹介  
松川町の不登校児童の親も参加

2月10日中央小学校5回目の合同授業（レザークラフト）

3月8日北小学校レザークラフトを使った命の授業

R5年度

4月19日下條村でALL南信州はなぶさ親の会を開催  
松川町の親の会が松川町の取り組みを紹介

次年度  
1ヶ月後

5月19日中央小学校R5年度1回目の合同授業（交流会）

1回目

常に松川町子ども課のサポートをいただき、教育長、中央小学校、北小学校と何度も打ち合わせを重ねて行政と民間の特性を活かしながらスピード感を持って持続可能な子供たちの支援の仕組み作りを行った。

## ⑦不登校支援活動を通して感じたこと

<学校、先生に対して>

- ①職業柄、先生が社会との繋がりをもちにくい為、不登校支援に関する情報をあまり持っていない
- ②家庭に戻ると令和で学校に行くと昭和感を感じる。（時代に合ってない。改革が遅れている）
- ③教育委員会も先生もどうしていいのか、誰に相談していいのか分からず悩んでいる。
- ④先生たちの負担が多い。先生達の働きやすい環境を整えることも必要。
- ⑤先生たちのネットワークに助けられた。先生は味方になるととても頼もしい存在である。
- ⑥小学校は割に柔軟だが、中学校は高校受験を控えているためどうしても学習中心のカリキュラムになり柔軟性がない。

<家庭、子供に対して>

- ①母親が責められる場合が多く、母親の支援も必要である。
- ②母親が子供につきっきりになり働けず貧困に繋がる。（コロナ禍で貧困グレーゾーンが増えている。）
- ③学習障害で本人は頑張っているが点数で評価されるので自己否定感が増し、先生や親との関係性が崩れる。
- ④将来的に働けない場合がある。若者のひきこもり、孤立化に発展する。最悪の場合自殺も。
- ⑤母親が元気になると子供が元気になる。子供は母親の影響が大きい。
- ⑥勉強の遅れが長期不登校の原因になっている。家での学習支援体制が充実していない。

<その他>

- ①不登校支援は福祉の要素が強い。
- ②地域住民の目が気になり市町村内のフリースクールには通えない。また、送り迎えができないと家から出れない。
- ③地域と年齢の違う子供同士は過去の複雑な関係性が無く、不登校という同じ悩みを抱えた同士なのですぐに仲良くなる。
- ④ゲームはコミュニケーションツールとして捉えれば優秀なツールになる。
- ⑤支援のスピード感がない。子供たちはその間にどんどん成長してしまう。
- ⑥地域社会が不登校児童に対して偏見がある。
- ⑦関係団体や関係組織の繋がりがない。
- ⑧就労できない若者は不登校経験者が多い。

## ⑧まとめ

あと2年で4人に1人が75歳以上になる超高齢化社会を迎える。

支援の人員確保も難しくなり、75歳以下の人たちの労力、時間等の負担が増える。

今ある力を集結させて、地域と分野を超えた連携で、教育委員会だけに依存しない（負担をかけない）官民一体となった持続可能な重層的支援の新しい仕組みが必要である。

学校で勉強することが全てではなく。学校以外でも社会で生き抜く（働く）力をつけてあげることが親子への一番の支援であり、子どもたちが大人になっても地域の仲間として関係性を保ち、孤立させないことが重要である。

⑨

平谷村教育委員会と連携して体験学習の学びの場を増やしました。平谷村の釣りは人気の授業で年3回程度行いますがとても出席率が高いです。指導員の教え方が素晴らしく、子供たちは必ず魚を釣ることができます。

## 新聞記事

高陵中学校長が技術の先生だったので先生と一緒に高陵中学の技術室でチキンタラクターを作りました。高陵中学に入学予定の生徒が2人いたので校長先生にお願いして入学前に交流をしました。現在2人とも中学校に通っています。

## 新聞記事

## 新聞記事

県教育委員会の不登校児童生徒のサポートガイド「はばたき」を参考にして第3の居場所作りに取り組みました。

## 新聞記事

クレープ屋さんの協力をいただきながら、南信州地域の特産品市田柿を使ったクレープを開発しました。料理関係の体験授業は女子に人気が高いです。働くことを意識した授業内容でした。

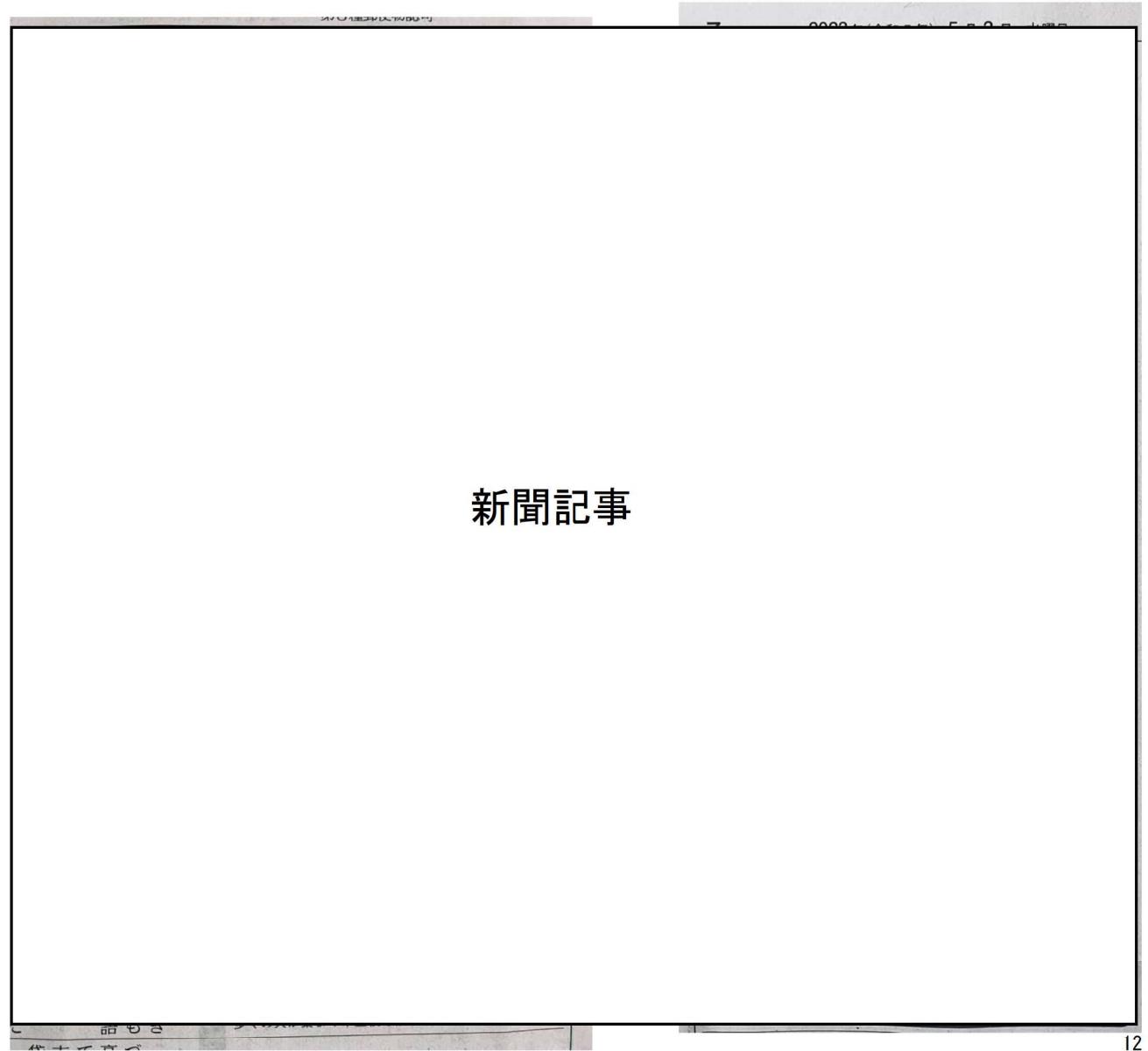
⑪

## A L L 南信州 はなぶさ親の会の様子

お母さんたちの声を  
教育関係者に直接届けます。

誰が悪いという責任に追及の  
場では無く未来に向けた建設  
的な話し合いをします。

地域と分野を超えて不登校支  
援の課題を参加者全員で情報  
共有して解決策を考えます。



(12)

冒険家阿部さんと  
交流して多種多様  
な生き方を学び挑  
戦することの大切  
さを学びました。

## MASATATSU ABE

夢を追う男／プロ冒険家

阿部  
雅龍



PROFILE › CONTACT ›  
GALLERY › CHALLENGES ›  
PROJECTS › SUPPORT ›  
SNS ›

人類未踏のしらせルート  
南極点単独徒歩到達の冒険

## 新聞記事

## 新聞記事

松川町教育委員会、松川  
町役場、学校と連携して  
松川町中央小学校の特別  
支援学級で生き抜く力を  
身につける授業を開始し  
ました。

⑬

新聞記事

新聞記事

新聞記事

飯田警察署、飯田広域消防本部と連携しながら  
子供たちの命を守る活動を行っています。  
保育園、幼稚園との繋がりを作ることで先生たち現場の意見を聞き  
その意見をもとに支援活動に役立てています。

# ＜参考＞「信州型フリースクール認証制度検討会議」日程・各回検討内容（案）

回	テーマ	検討内容案
①4月21日（金） 13:00-16:00	<p>■現状説明</p> <p>■意見発表</p> <p>■協議（認識共有）</p>	<p>【現状説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■不登校児童生徒等の現状について</li> <li>■フリースクールの運営状況について</li> </ul> <p>【意見発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■フリースクール運営者からの意見発表</li> <li>■保護者からの意見発表</li> </ul> <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■認証制度の位置付け（目的・ビジョン）について</li> </ul> <p>①制度は、不登校児童生徒等の将来の社会的自立に向けた、多様な学びの場づくりのために創設</p> <p>②フリースクールの持つ学びの自由さ、柔軟性に十分配慮した制度とする等</p> <p>■認証制度構築にあたっての課題（留意事項）の整理・共有</p> <p>①不登校児童生徒等が利用している“居場所”、“学習塾”との切り分け</p> <p>②対象児童について</p>
②5月25日（木） 10:00-12:00	<p>■制度検討①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証項目について</li> </ul>	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■認証項目として盛り込むべき事項について</li> </ul>
③6月16日（金） 10:00-12:00		
④7月13日（木） 10:00-12:00	<p>■制度検討②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証項目について</li> <li>・認証制度に関連する事項</li> </ul> <p>■支援制度</p>	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■認証項目として盛り込むべき事項について</li> <li>■認証制度に関連する事項</li> <li>■支援制度について</li> </ul>
⑤8月23日（水） 10:00-12:00	<p>■整理</p>	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでの議論の整理</li> </ul>

# 〈参考〉「信州型フリースクール認証制度検討会議①」開催状況

## (第1回 4/21 13:00~16:00 於：長野県庁+WEB)

2023/05/25次世代サポート課

【現状説明】不登校児童生徒等の現状、フリースクールの運営状況について統計、アンケート結果等から現況を説明

### 【意見発表】（主な意見）

#### ○村上陽一さん（学び舎Plunas運営、子どもの居場所グリュック（Glück））

- ・認証制度と多様性の確保の両立が課題。多様性（拡がり）+濃淡（深さ）を踏まえた段階的認証も有りでは。
- ・子ども達は、“目隠しをされて、平均台を渡らされている”状態。落ちれば先が見えない不安。
- ・フリースクールがセーフティーネットになるべき。“学びの保障”を考えれば、利用者支援が軸になるのでは。
- ・“辛かったら休んでいいよ”は学校から見捨てられたと思う言葉。
- ・高校受験の配慮（不登校でも不利にならない）は見えない。見えない配慮は無いに等しい。

#### ○斎藤光代さん、高柳 健さん（（一社）信州親子塾）

- ・集団に合わない（極めて敏感な感性を持つ子どもにとっては）、幼稚園から学校の全てが、“我慢をしなければならない場所”。大人の言うことを聞いてきたのに、長じても”誰も助けてくれない”との思いがある。
- ・まずは、大人が固定観念を無くすことが必要。（勉強しなくて、どうするんだetc）

#### ○滝沢昌登さん（Prima国際高等学院）

- ・在籍校と連携し登校日数認可（出席評価）、在籍校の教科担当と内容を擦り合わせた上で学校同様の指導計画・方針を作成
- ・本人と保護者の心のケアに留意しながら、復学希望があれば在籍校と連携して対応

#### ○鬼頭さおりさん（村職員（ひらひら平谷））

- ・「特化型」や「普及型」など、フリースクールとしての専門性や居場所としての機能を重視した類型化を提案
- ・「フリースクール専門員」、「巡回フリースクールスタッフ」などフリースクールや不登校に対する理解の向上、フリースクールへのサポートを担う人材の配置
- ・フリースクールスタッフのスキルアップ（講座の開催）、送迎サービスの実施による利便性向上

## 【協議】

### ■認証制度の位置付け

①制度は、不登校児童生徒等の将来の社会的自立に向けた、多様な学びの場づくりのために創設

②フリースクールの持つ学びの自由さ、柔軟性に十分配慮した制度とする等

→検討にあたって、上記2点を共通認識として検討を進めていくことを委員間で共有

#### (主な意見)

- ・“不登校児童生徒等”の表現は、いい加減にやめて、“学校に通えていない”等の表現にしては

- ・自由さと柔軟性に配慮すべきだが、何でも有りとなってはダメ

### ■認証制度構築にあたっての課題

①不登校児童生徒等が利用している“居場所”、“学習塾”との切り分け

②対象児童について（義務教育年齢の児童生徒を対象）

→検討にあたって、上記2点が課題となることを共有。居場所、学習塾の扱いは今後の検討の中で改めて整理

対象児童生徒は義務教育年齢を中心とするが、高校生年齢もケアする必要があることを委員間で認識共有

#### (主な意見)

- ・塾とフリースクールは制度上、切り分けた方が良い（線引きが必要）

- ・義務教育が不足しているから高校生年齢もケアしているのが実態。不登校状態から社会に繋がれない。

### <その他の委員意見（共通）>

- 何より学校に変わって欲しい。誰もが行ける学校であるべき。

- フリースクールにつながれない子どもと保護者への対応も重要。孤独や不安を抱える保護者への相談対応が必要。

- フリースクールを無理なく運営できる支援。保護者が不就労でフリースクールに支出できない家庭もある。バウチャーとすることで解決できることも。

### （後藤委員）

- ・不登校から高校受験する際に成績評定が付かないことでショックを受ける。学習評価の在り方が重要。

### （市川委員）

- ・発達障がい等の診断は支援につながらず、単に分類される（レッテル貼り）だけのケースもある。

### （成沢委員）

- ・高校入試の際の不利の解消。在宅生徒の扱い。フリースクールや不登校の子どもへの理解拡大が必要。

### （小松委員）

- ・休んでいいよ、とフリースクールを紹介すると、子どもと保護者は見放された感覚に陥る。将来不安が増大。

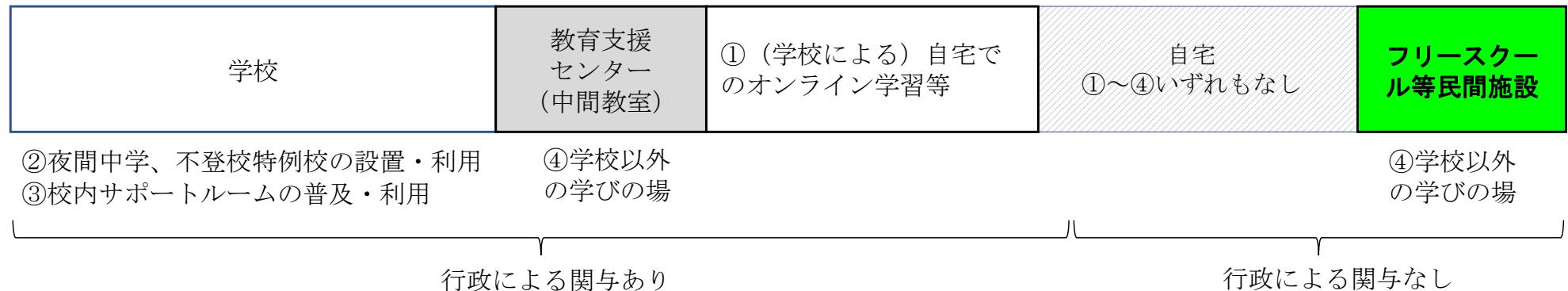
### （篠田委員）

- ・不登校の段階に応じた支援の枠組が必要。“負い目”へのフォロー。学びの場を選ぶことができる公的な環境づくり。

## 【検討対象】

「信州型フリースクール認証制度構築検討会議」では、個別最適な学びへの転換を具体化する一環として、

**■不登校児童生徒等に対する多様な学びの場の確保のうち、現時点で行政の関与がない、フリースクール等民間施設に対する一定の枠組み（例：認証による「学びの体制」、「運営状況」、「活動実績等の確認」等）による制度化について検討**



→①～④の利用等がない児童生徒と、学校以外の学びの場のうち「フリースクール」に対しては、行政の関与が無い。本会議では、このうちフリースクール等民間施設への支援の前提となる認証制度について検討

→自宅において「①～④いずれもなし」の児童生徒に対する支援については、様々な課題を踏まえながら、今後の検討事項とする。

**【補足：フリースクールへの支援に関する課題】：憲法89条「公の支配」に属さない事業への公金支出の制限**

<参考>憲法89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」

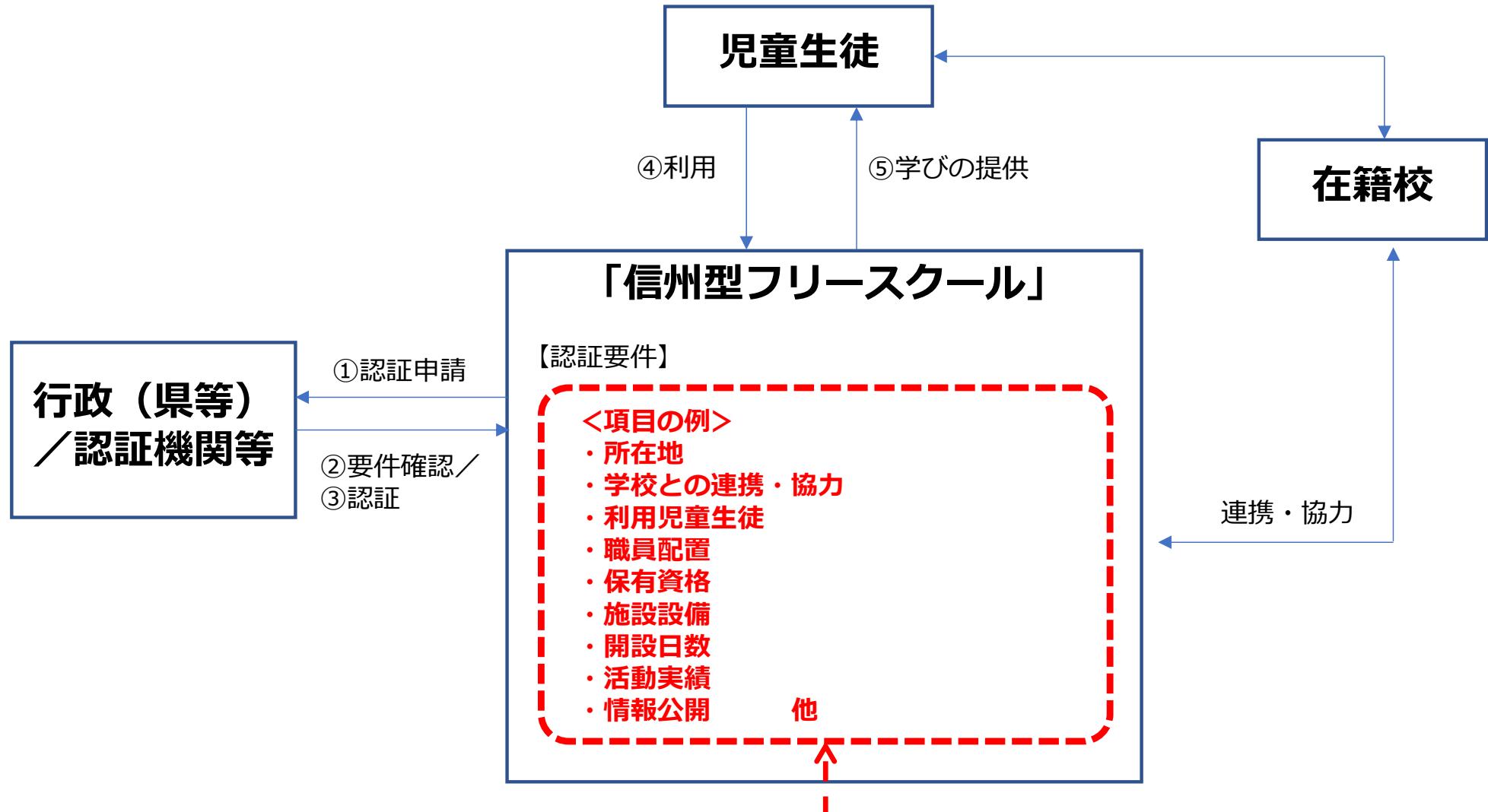
・公の支配に属さない教育事業には公金を支出できないことから、一定の制度を公的に定めることで、監督官庁の「公の支配」に属しているものとして各種学校助成等の公金が支出

☞フリースクールに対しても、一定の枠組み（例：認証による学びの体制、運営状況、活動実績等の確認）をもって、制度化（=公の支配）を図ることで支援可能と整理

## ■「信州型フリースクール認証制度」で想定される仕組み

現時点で想定される仕組みとしては、

- ①フリースクールからの認証申請、②行政（県等）／認証機関等による要件確認、  
③行政（県等）／認証機関等からの「信州型フリースクール」の認証  
④児童生徒の利用、⑤信州型フリースクールから児童生徒に対する学びの提供



第2・3回の検討会議では認証の核となる項目の例について検討

## **資料2 他自治体のフリースクール支援例**

※ 自治体のHP等で把握している時点の情報で、内容は今後変更となる場合あり

2023/05/25

## <参考>他自治体のフリースクール等民間施設への支援の例

自治体	事業名	補助(給付)内容	補助(給付)対象・要件	額・要件
茨城県 (教委)	茨城県フリースクール連携推進事業費補助金 (R5 16,600千円)	・常勤職員の給料、手当 ・教材や参考図書の購入費、体験活動に係るバス借上料・施設入場料及び外部講師の謝金・旅費	<p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内所在</li> <li>・学校と十分な連携・協力関係を構築</li> <li>・在籍校から指導要録上出席扱いと認められる通所者がいる</li> <li>・個人の状況に応じた相談・指導が行われている</li> <li>・指導に必要な職員を複数有している</li> <li>・事業の実施に支障のない施設・設備を有する</li> <li>・週3日以上開設</li> </ul> <p>他、要件を満たすもの</p>	補助率1/2、 補助上限1,000,000円 (R4実績 10箇所)
		・利用(授業)料等  ※利用料等の助成は県直接補助	児童生徒の保護者 (対象:生活保護世帯、準生活保護世帯、住民税非課税世帯)	児童生徒1人月額15,000円 (R3 8人)
福岡県 (教委)	福岡県フリースクール支援事業補助金 (R5 22,000千円)	・職員人件費 ・講師謝金、旅費、 ・教材印刷・購入費、 ・消耗品費、光熱水費、 通信費、体験活動費・実習費 ・広報費等	<p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒に対する相談・指導を行う</li> <li>・施設の設置者は、非営利法人(除、学校法人)</li> <li>・1年以上の活動実績</li> <li>・原則、複数の児童生徒を受け入れている</li> <li>・施設の利用料が著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確</li> </ul> <p>他、要件を満たすもの</p>	補助率1/2、 補助上限2,000,000円 (R4実績 11箇所)
愛媛県 (教委)	愛媛県フリースクール連携推進事業補助金 (R5 4,443千円)	・常勤職員1名分に係る給料、手当 ・生活困窮等のため授業料の支払が困難な児童生徒に対して、授業料を減免した場合の減免額	<p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内所在</li> <li>・児童生徒及びその保護者等に対する相談等支援</li> <li>・施設の運営主体は、法人・個人を問わないが、安定的な運営に支障がない程度の財務状況</li> <li>・児童生徒が在籍する学校への定期的な情報提供</li> <li>・個人の状況に配慮した計画的な相談・指導等</li> <li>・児童生徒の活動が、在籍校において指導要録上出席扱いと認められている</li> <li>・著しく営利本位でなく、保護者等に対し、入会金や授業料等の適切な情報提供あり</li> </ul> <p>他、要件を満たすもの</p>	補助率1/2、 補助上限1,000,000円

自治体	事業名	補助(給付)内容	補助(給付)対象・要件	額・要件
東京都 (教委)	フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業 (R5 300,000千円)	・支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類等に係る調査の協力金	都内公立小中学校等の児童生徒の保護者 (対象) 次の要件を満たす施設に通所 ・不登校の児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とした、活動実績のある通所型施設 ・児童・生徒の在籍校及び区市町村教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設  他、要件を満たすもの	1か月当たり20,000円、年間最大240,000円 (R4実績 800名程度 (集計中) ) ※R5は1,000名程度予定

### <参考>県と市町村が協調したフリースクール支援の例

自治体	事業名	補助内容	補助対象・要件	額・要件
協調補助	鳥取市	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金	・通所費（＊利用料） ・通所に係る交通費 ・実習費等  ※県教委「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として認定されたもの	【通所費（毎月定額分）】 児童生徒1人 月額13,200円 【交通費・実習費】 小学生3,000円 中学生6,000円 *市内在住者に限る
	鳥取県	鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金 (R5 4,337千円)	同上	市町村又は市町村教育委員会  上記の市町村等の補助金支給に対して、1/2を補助 (R4 6市町村)

\* 上記の利用料補助の他、県が直接運営費を補助

自治体	事業名	補助内容	補助対象・要件	額・要件
鳥取県	鳥取県フリースクール連携推進事業補助金 (R5 9,500千円)	・指導員人件費 ・カウンセラー謝金 ・活動費（教材・教具の整備、体験学習・実習費・講師謝金・旅費、保険料、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料・賃借料） 他	<対象施設> 1. 県教委「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠した施設・活動・料金。 2. 相談・適応指導などに従事する指導員を置き、指導員は、児童生徒の実員10人に対して少なくとも2人以上置く。 *児童生徒5人までは1名、6名～10名は2名 3. 専門的なカウンセリング等を行う場合は、心理学や精神医学等、ふさわしい専門的知識と経験を備えた者があたる。 4. 普通救命講習Ⅲを受講した職員が、1人以上常時配置されている、又は配置される予定。 ・施設の設置者は、学校法人、NPO法人、企業、団体（地方公共団体を除く）又は個人 ・原則、複数の児童生徒を受け入れている 他	補助率1/2、 補助上限3,000,000円 (R4 4校)

## ■他自治体における補助対象・要件の規定について

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
実施主体（法人格の有無）	×	○ (学校を除く)	○ (法人・個人を問わない)	○ (法人・個人を問わない)
非営利法人であること	×	○ (学校を除く)	× (著しく営利本位でない)	× (著しく営利本位でない)
活動実績	×	○ (1年以上)	×	×
開所日数	○ (週3日以上)	×	×	×
スタッフ配置	○ (複数人有している)	○	○ (指導に必要な人数の配置)	○ (児童生徒の人数に応じて配置)
保有資格	○	○	○	○
施設・設備	○	×	○	○
施設・設備の保健・安全管理	○	×	○	○
児童生徒の受入・人数	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○	○
相談・指導の実施	○	○	○	○
相談・指導の内容	○	○	○	○
学校との連携	○	○	○	○
出席評価（出席扱い）	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)
家庭・保護者との連携	○	○	○	○
情報公開（利用料・運営状況等）	×	○	○	○
政治・宗教活動の禁止	○	×	○	○
暴力団の関与がないこと	○	×	○	○

#### 4 補助事業の内容

##### (1) フリースクールに対する運営費補助について

###### ④ 補助要件

ア 県内に所在すること

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること

オ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること

カ 指導に必要な職員を複数人有していること

キ 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること

ク 週3日以上、開設していること

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

コ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

シ 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと

##### (2) 授業料等補助について

###### ① 補助対象

補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とする。

###### ④ 補助要件

ア 茨城県内に居住していること

イ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること

## 福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱（主な関係部分抜粋）

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール（以下「施設」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、施設の設置者（以下「補助事業者」という。）に対して、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することによってその持続可能な運営支援を図り、もって、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資することを目的とする。

2 この要綱において「児童生徒」とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している児童生徒をいう。

### （補助対象施設）

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 施設の設置者は、非営利法人（学校法人を除く。）であり、学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (3) 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があり、原則として、補助対象年度の前年度中に施設に受け入れた児童生徒のうち、施設において相談・指導等を受けた日数が、児童生徒が在籍している学校において指導要録上の「出席扱い」となった児童生徒がいること。
- (4) 原則として、複数の児童生徒を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。また、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

（1 趣旨）

（～略～）愛媛県教育委員会が定める選定基準を満たしたフリースクールについて、選定を行う本県独自の選定制度を創設し、当該フリースクールが実施する教育活動に対して助成を行う。

（2 対象となる民間施設）

- (1) 不登校児童生徒等を対象として、相談や学習機会の提供等を行う民間施設
- (2) 詳細については、「愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン（別紙1）」を参照のこと。

【別紙1】

愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン

愛媛県教育委員会

健全な運営体制の下、不登校児童生徒等に対し、適切な支援を行っている施設として、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）が選定するフリースクールの選定基準は次のとおりとする。

【選定基準】

1 運営主体・事業運営について

- (1) 不登校児童生徒を通所させる常設の施設を有し、相談・指導等を行うとともに当該児童生徒及びその保護者等に対する相談等の支援を行っていること。
- (2) フリースクール（以下「当該施設」という。）の運営主体（以下「運営事業者」という。）は、法人・個人を問わないが、安定的な運営に支障がない程度の財務状況であること。
- (3) 運営事業者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ一定の社会的信頼を有していること。
- (4) 運営事業者は、次の条件を全て満たしていること。
  - ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
  - イ 納税義務者にあっては、納税すべき税金を完納していること。
  - ウ 運営事業者又は運営事業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。
- (5) 事業の目的が、児童生徒の学校への復帰を妨げるものではないこと。
- (6) 著しく営利本位でなく、保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供がなされていること。
- (7) 不登校児童生徒が通所可能な愛媛県内に施設を有していること。

2 連携・協力について

- (1) 運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。
- (2) 運営事業者は、通所の状況等について児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと。
- (3) 運営事業者は、相談・指導等の状況等を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。

### 3 相談・指導等のあり方について

- (1) 我が国の学校教育制度を踏まえながら、個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導等が行われていること。
- (2) 受入れに当たっては面接を行うなどして、児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 体罰などの不適切な指導がなく、児童生徒の生命、身体その他人権を尊重した指導が行われていること。

### 4 相談・指導等職員について

- (1) 相談・指導等にあたる職員は、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について十分な知識又は経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 不登校児童生徒の指導に必要な人数の職員を有し、配置していること。
- (3) 専門的なカウンセリング等を行うに当たっては、教育学や心理学、精神医学等、それを行うにふさわしい資格を有し、かつ専門的知識と経験を備えた職員が対応していること。

### 5 施設・設備について

- (1) 当該施設は、不登校児童生徒の相談・指導等を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること。
- (2) 当該施設の施設・設備について、安全上の懸念がないこと。

### 6 出席について

当該施設における児童生徒の活動が、在籍校において指導要録上出席扱いと認められていること。

### 【その他】

### 7 選定の有効期間及び選定内容の変更について

- (1) 本基準に基づくフリースクールの選定は、選定の日から令和5年3月31日までを有効とする。
- (2) 選定を受けた運営事業者は、申請書の内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を県教委に報告しなければならない。
- (3) 県教委は、本基準に基づくフリースクールの選定に疑義が生じた場合、当該運営事業者又は当該施設に対し、必要な調査を行うことができる。
- (4) 県教委は、前項の調査の結果、当該運営事業者又は当該施設に問題を発見した場合当該運営事業者に対して必要な指導をすることができる。

### 8 選定の取消事由について

次の1以上に該当する場合、選定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他選定のために提出した文書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 選定後、上記1から5までの要件の一部又は全部を満たさない状況が生じた場合。
- (3) 債務不履行による強制執行等、財務上の信用懸念が生じた場合。
- (4) 重大な事件事故その他信用を毀損させる事由が生じた場合。
- (5) 合理的な理由なく、上記7(3)に定める調査を拒否した場合。
- (6) 合理的な理由なく、上記7(4)に定める指導に従わない場合。

# 不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン (出席扱いの考え方とその要件)

鳥取県教育委員会

このガイドラインは、不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援等を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が「出席扱い」について判断する上で留意すべき点を目安として示したものである。

## 1 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができる」とすることとする。

## 2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

### (1) 基本的な要件について

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。
- ③当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

### (2) 施設の実施主体について

- ①法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

### (3) 施設の相談・指導の在り方について

- ①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ②不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- ④児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(4) 施設の相談・指導スタッフについて

- ①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。専門的知識と経験を備えたスタッフがない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

(5) 施設、設備について

- ①学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ②施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

(6) 施設と学校との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 施設と家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 資料3 項目の例

「項目の例」は、現時点で要件として検討する必要があると考えられるものを列挙したものです。  
「項目の例」の全てが要件となるものではありません。

# 1 県内に施設が所在すること

## 【現状】

- ・県外に所在するフリースクール等民間施設が通信教育等により県内の児童生徒に学びを提供しているケースがある。
- ・県内在住の児童生徒が県境を跨いで通学するケースも想定される。

## 【検討の論点】

- ①県内に所在する（あるいは物理的な拠点がある）フリースクール等民間施設だけを認証対象とするか。
- ②県外のフリースクール等民間施設から通信教育等により学びを提供されている場合、それがフリースクール等民間施設を利用していると捉えられるか
- ③認証対象＝支援対象となることを踏まえると、県内に拠点が無い、県外のフリースクール等民間施設にまで支援範囲を広げることが適当であるか（公費の支出、認証要件の確認等 etc）

## 【想定される影響】

- ①県境を跨いで通学するケースに対しては支援が行き届かない。
- ②通信教育等により学びの提供を受けている児童生徒に対しては支援が行き届かない。

## ＜参考＞他自治体における補助対象・要件の規定

○＝補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×＝規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
県内に施設が所在	○	×	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 県外在住の生徒がいるにしても、施設は県内にあることを要件とした方がよい。
- “信州型”としている点で、県内所在が望ましい。
- 他県に住民票がある生徒を受け入れることも必要。今後増加が予想され、柔軟に対応できる施設があれば救済される。
- サテライトが県外にあるのは構わないが、県内に事業所が無い場合、長野県が認定する必要はない。
- 県のことなので当然だと思う。オンラインでも構わないと思う人もいるが、行ける場所であることが重要だと思う。
- 県内の子どもに選んでもらうには県内にあることが必要。生活困窮の子どもに選んでもらうには地域にあることが必要。
- ×県内所在の施設利用と、県内在住者が県外でも施設利用をする双方を要件とすれば多くの児童生徒が教育機会を確保できる。
- ×オンラインスクールで県外の子どもに学びを提供。県内に限定されるとオンラインスクールは認定が不可能になる。
- ×多角的、柔軟な対応を考えた場合、県内所在を要件にしない方がいい。県境にあるフリースクールを選ぶ権利があっても良い。
- ×県を跨いでも、子ども達が多様な学びをする権利は変わらないと感じるため。
- △県内に在住している生徒が通うには、県外であっても良いのでは。
- △いずれは他県との連携があっても良い。現状では要件としつつ、個別事案は特例で対応するのが現実的。
- △県境の場合、県内に施設が整うまでの間、県外に通うことも仕方がない。子どもにとって最善の施設に繋がるのが大切。
- △オンラインスクールフリースクールと称するものを認定の対象とするかどうかによる。

## 2 個人や任意団体は対象外とし「法人格」を要件とすること

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設の運営主体は、個人、任意団体、特定非営利法人、営利法人など様々

### 【検討の論点】

- ①法人格を有することを認証要件とするか。個人・任意団体等も対象とするか。
- ②法人のうち、営利・非営利により認証の扱い（対象・対象外）に差異を設けるか。  
(⇒ 営利・非営利を問わず、不登校児童生徒等を受け入れ、学びを提供していることに変わりはない。)  
(⇒ 著しく営利本位でない場合に対象とするか)
- ③法人のうち、非営利であっても宗教法人・学校法人等、法人種別により認証の扱い（対象・対象外）に差異を設けるか  
(⇒ 学校法人が運営するフリースクールの場合、私学振興助成金等、別途、公費が充てられている可能性がある。)

### 【想定される影響】

- ①個人や任意団体を対象外とした場合、現在運営されているフリースクール等民間施設の多くが認証されない。
- ②営利法人あるいは宗教法人、学校法人等、法人種別で認証の扱いに差を設けた場合も、上記と同様の事態が想定される
- ③法人を対象とする場合、個人や任意団体の法人化を促すことになる

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
実施主体（法人格の有無）	×	○	○ (法人・個人を問わない)	○ (法人・個人を問わない)
非営利法人であること	×	○ (学校を除く)	× (著しく営利本位でない)	× (著しく営利本位でない)

### 【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- 持続可能性を考えると法人格を持っていた方が良い。学校と連携するには法人格を持ち、オープンであることが有効。
- 継続性を担保できなければ利用者や広く県民の同意を得られない。法人格を取れない体制ではその責任は果たせないと考える。
- 団体としてふるいにかけることは必要。法人格があるから良し、ではなく、運営内容が相応しい状況に整っているか調査する必要があると思う。
- コロナ禍で問題となった給付金等の不正受給者を防ぐために法人格等の一定の線引きが必要である。
- ×個人的な活動での支援の方が自由度が利くが、補助金等は個人的な活動には出しにくいので、活動年数や内容、信頼関係など総合的な判断で。法人であることだけを条件にしてほしくない。
- ×法人格の有無は子どもの幸せに関係ないと考える。その場が安心安全な場所であることが大前提。
- ×法人格を要件とするのではなく、その施設の実情や成果や運営内容を判断基準とするべき。
- △個人でフリースクールを運営している場合や、ホームスクールをフリースクールとして扱うか。またIT機器を使った学習を出席扱い・成績反映していることと、今回の「フリースクール認定」との兼ね合いをどうするか。営利目的の法人は対象外とするべきでは。個人・任意団体でも質の高い対応がされていると判断された場合、不登校家庭への支援とすれば、個人や任意団体でも良いと考える。
- △法人格の取得にも制約や資金面の苦しさがある。法人格を要件とする場合は、その点での支援や救済措置が必要。
- △支援対象事業者の安定性、継続性などから、一定程度の条件を備えることは必要だが、法人格となるとハードルが高すぎるのは。
- △一定の法人格はあるに越したことはないが、自治体がその団体の活動を把握した上で、要件を緩和することは必要だと思う。個人で受け入れているケースも多いので。

### 3 スタッフ「一人当たりの児童生徒数」

#### 【現状】

- ・多くの児童生徒の受入に対して、スタッフの人数は様々
- ・児童生徒に適切な相談や指導ができる体制にあるか不明

#### 【検討の論点】

- ①児童生徒当たりの人数要件を設けるか（ $\Leftrightarrow$  設ける場合、適切な人数要件の設定は可能か）
- ②要件を“適切な相談・指導ができる体制”等に留め、具体的な人数要件を設けないほうが良いか  
( $\Leftrightarrow$  人数要件を設けた場合、時期により児童生徒数が流動的である等、実際の運用には困難な面もあるのではないか)

#### 【想定される影響】

- ①受入児童生徒数に対して、スタッフ数が極端に少ない場合等、児童生徒の支援や見守りが適切に行われない恐れ。

#### <参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
スタッフ配置	○ (複数人有している)	○	○ (指導に必要な人数の配置)	○ (児童生徒の人数に応じて配置)
児童生徒の受入・人数	○	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○	○

## 【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- 安全面を考えると必要だが、行政等から補助されなければ難しい。
- 居場所やフリースクール等は、最低、2人体制をとて子どもの見守りができるようにする。
  - ×「適切な」の視点が、子ども中心であれば人数は関係ないと考える。
  - ×適切な、人数はどうやって規定するのか、発達に何らかの問題がある生徒など条件が多様で一概に数で決められるものではない。
  - ×支援者（スタッフ）の力量によるものであり、要件項目には該当しないと思われる。
- △決められた人数を確保できていれば良いというわけでもないと思いますので、結局、チェック機能を充実させていくことが必要。
- △保護者の居場所としても機能しており、親も一緒に参加できる形をとっている。保護者のサポートもあれば一概に言えないと思う。
- △療養型であるため、個別でのセッションを視野に入れている。時間により1対複数になることも。
- △具体的な数が分からないと判断できないが、実際のところ公立学校を超える人数を指導することはない、公的支援が無いので十分なスタッフ体制を確保できていないのが現状。
- △運営に沢山の人が関わることが望ましいが、スタッフが変わることや人が多いことに不安になる子も少なくない。また人材確保のために質を問わないスタッフの募集があってはならない。
- △サポート内容により必要な人数が違う。サポート内容から算出しないと質の向上には繋がらない。
- △必要だと考えるが、経費の大半は人件費であること、収入は見込めない状況現状から要件達成は運営上大きな負担になる。
- △児童生徒一人ひとりの状況により、スタッフの確保数は異なるので一概に決められないと感じる。
- △フリースクールの話にそんなに縛ってどうなるのでしょうか。

## 4 スタッフ「資格要件」

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに資格の保有状況は様々、全く資格を持たないスタッフも少なくない。
- ・「教員免許」以外に「保育士」、「心理士」など様々な資格保有者がいる

### 【検討の論点】

- ①スタッフに何らかの資格要件を設けるか  
( ⇄ 設けることで、一定の学びの質が担保されていることを間接的に確認できる等、資格要件に何を期待するか)
- ②資格要件を設ける場合、「教員免許」等、どの資格を適切なものとして認めるべきか（あるいは認めないか）
- ③スタッフが複数いる場合、全てのスタッフに資格要件を設けるべきか
- ④資格要件を設けない場合、研修受講や一定の職務（実務）経験をもって要件とするか

### 【想定される影響】

- ①何らの資格を持たないスタッフが運営するフリースクールは、そもそも要件を満たさなくなる。
- ②様々な子どもが利用する中、「教員免許」「保育士」「心理士」等、それぞれの資格特性の適否を判断することは困難
- ③複数のスタッフがいるフリースクールで、全員が何らかの資格を持つケースは殆どない。

### ＜参考＞他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
保有資格	○	○	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 学校をはじめ、様々な機関と連携していくこと、子どもの社会的自立を保障していくこと、個々が抱える問題に対応する支援を構築していく上で必要。
- ×子どもの社会的自立を目指している点で、教員免許の有無は関係ないと感じる。多様な学びは学校の勉強だけとも限らないので資格要件は設けないでほしい。
- ×資格が学びの質を保障しうるものではないと考える。
- △フリースクールが適正な学習指導ができる環境にあると判断されれば、全てのスタッフに教員免許の資格要件を求める必要はない。一定の研修受講により資格要件に代える等、柔軟な施策が必要だと思う。
- △学びの質は大事だが、それ自体が共有されていない。形だけの資格ではなく、フリースクールが学びの質を担保できているのかを判断する基準が必要。（子どもの成長、学校復帰、コミュニケーションスキルの向上など）
- △経験上、教員免許の有無と、子どもが元気になって学びに向かうことに因果関係は無いと思う。むしろ各種の研修等を充実させて、志ある支援スタッフの質の向上を図ることで、学びの質も向上させていくことを考えたほうが得策だと思う。
- △教員免許の有無が指導力や経験に結び付かない例を多々見ている。それぞれの施設ごとに必要な資格も別々なので、施設ごとにしっかりと支援の基準を持っていることを要件とした方が有益だと思う。
- △資格は一定の能力を示すことは間違いないが、専門的な分野や個人の資質まで判断できないので、資格要件を設けるよりも必要な時に専門家と繋がれる仕組みが欲しい。

## 5 開所日数・活動実績

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに週5日開設、週1日～週3日開設、あるいは不定期に開設しているケースなど様々
- ・十年程度、継続して安定的に運営している施設もあるが、開設1年程度の施設もある等、活動実績は様々

### 【検討の論点】

- ①多様な学びを十分に担保する観点から、週の開設日数や開設時間を活動実績としてどう評価するか  
(⇒ 施設の常設性を評価し要件とすべきか)
- ②フリースクールの活動の継続性や運営の安定性を担保する観点から、これまでの活動実績をどう評価するか  
(⇒ 活動実績、活動年数を評価し要件とするべきか)

### 【想定される影響】

- ①スタッフ配置の事情等から、常時開設ができないフリースクールもあり要件を満たさないケースも想定される。
- ②これまでの活動年数等を実績として要件化することにより、新たに多様な学びの場を開設しようとする動きを抑制する可能性もある。

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
活動実績	×	○ (1年以上)	×	×
開所日数	○ (週3日以上)	×	×	×

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 継続的な学習の場を担保する点、有効な学習指導を展開する上でも重要だと思います。
- 学校と同等に子どもが選択できるだけの環境設定や日数は必要。週1～2日、月2～4回の開設では、子どもがフリースクールに合わせなくてはならない。子どもを中心とした場合、「施設に子どもが合わせるのではなく、子どもに合わせて施設が対応する」という視点が、自己肯定感を高める上での環境としては重要なポイントだと考える。
- 支援や助成を行う場合は、ある程度の実績や経験年数などは必要だと思う。
- 今回のような「認証」であれば、活動実績が問われるのは仕方ないと思う。但し、今後、参入を増やしていくためには、「開設時の補助」や「スタートアップ支援」などは別枠で検討し多様な子どもの居場所を増やしていくべきだと思います。
- 公教育の「オルタナティブ」として認定するのであれば「常設」が必須。開設3年以上でないと「継続性」は検証しづらいのでは。
  - ×これが設定されると、そもそも開校することが難しくなると思われるため、段階付けする等の策を講じる必要があると思う。
  - ×今すぐにも地域に必要な場合がある。多様な学びの場の選択肢を広げるためにも実績を要件としないでほしい。
- △開設後経過年数要件は安定性、継続性の担保としては必要であるが、不登校状態でつながる場所がない子どもたちの増加状況を見ると、もはや待ってられないと考える。
- △多様な人たちへの多様な対応としていくなら、入り口を狭めるの逆効果だと思いますが、変な団体や個人が入ってくるのも危ないと思います。
- △週〇日以上は必要であると考えています。ただ、開設後〇年以上は一番大変な開設期を乗り越えるための障壁になると思います。

## 6 利用児童生徒

### 【現状】

- 殆どのフリースクール等民間施設では、複数の義務教育年齢（小中学生）の児童生徒が利用している。
- 義務教育年齢の児童生徒の他、高校生年齢の生徒が利用している例や、他事業（預かり事業等）により未就学児が利用している例も見られる。

### 【検討の論点】

- 義務教育年齢の児童生徒が利用していることを要件とするか  
(⇒ 多様な学びを提供する中心として小中学生を優先するべきではないか)
- 一定数以上の義務教育年齢の児童生徒が利用していることを要件に含めるか  
(⇒ 児童生徒数は流動的であるため、どのように要件化するか)  
(⇒ 僅かな児童生徒しか利用していないフリースクールを認証の対象とすべきか)
- フリースクールによっては、義務教育年齢以外の様々な年齢層の利用者がいるケースがあるが、この点をどう考えるか

### 【想定される影響】

- 殆どのフリースクールにおいて、複数の義務教育年齢の児童生徒が利用しており、実態に即している。
- 1人～2人の児童生徒のみが利用しているケースもあり、人数要件を設けることの可否の判断は難しい。
- 義務教育年齢の児童生徒とそれ以外の生徒の双方が利用するケースにおいて学びの提供に影響するケースは見られない。

### <参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
児童生徒の受入・人数	○	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 教育機会の確保で急務なのは、義務教育年齢児童生徒であるから。
- ×義務教育部分が、より手厚く補助されることは理解できます。一方で、全日制高校や通信制高校でつまづいてしまう子どもたちの多くは、義務教育段階での学習保障が不十分だったために、学力不足に陥る例が少なくありません。一律に線引きするのではなく、義務教育年齢の子どもたちを支援していくことは必要だと考えます。
- ×人数ではないと思います。特に不登校気味の生徒にとって、人数の多さは、通所する意欲をなくしてしまう恐れもありますから、利用者の特性を勘案して要件設定するべきだと思います。
- ×一定数以上という要件を設定すると、場合によっては抱え込みをする施設が出る恐れがある。
- △人数よりも活動内容や、様々な段階の子ども達に柔軟に対応できるかが大切だと感じる。
- △一定数をどの位にするのかにもよりますが、そもそも認定する・しないではなく、レベル付けでも良いのかな、と思います。

## 7 在籍校との連携・協力体制

### 【現状】

- 多くのフリースクール等民間施設では、在籍校との連携として、児童生徒の学習状況等についての情報共有、支援会議への参加等が行われている。
- しかしながらフリースクール等民間施設によっては在籍校との連携が図られていないケースもある。（例：フリースクール側からのアプローチに在籍校が応えない、あるいはその逆のパターン等。）

### 【検討の論点】

- ①在籍校との連携・協力体制があることを要件として設定するか  
(⇒ 在籍校との連携が、子どもの学びや将来の進路・自立に向けて、プラスとなる面があることをどう考えるか)
- ②要件とする場合には、在籍校とフリースクールとの連携・協力の促進を図るための方策が必要ではないか
- ③在籍校以外の関係機関（教育支援センター、福祉機関、他のフリースクール等）との連携・協力体制も必要ではないか

### 【想定される影響】

- ①多くのフリースクールにおいて、在籍校との連携・協力が図られており、実態に即している。
- ②一方で、在籍校とフリースクールの連携が図られていないケースも少なからず見られ、相互の連携・協力の促進をどう図っていくのか課題が残ることになる。

### ＜参考＞他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
学校との連携	○	○	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- これがなければ意味が無いと思います。当所でも学校との連携を上手くとれているので、お互いが考える補完策救済策も検討できます。それでこそ地域で育てるという教育を実践できます。課題のある家庭には「支援会議」が必要です。その場にも必ず出席して、利用者のより効果的な教育環境整備に努めるべきです。
- もちろん賛成ですが、これに関しては在籍校や行政の側も充分に必要性を理解し、連携・協力の意志があることが重要だと思う。
- 在籍は、今のところ学籍移動という制度がないので連携は必須だと思う。本人が学校復帰を望んだ場合はスムースに学校に戻れる環境を整えておく。なた、学校へ行けないことに罪悪感や自己嫌悪感を持つ必要が無いことを伝えるには、学校とフリースクールが連携し、子どもを真ん中にして対等な関係を持つ必要がある。
- 絶対に必要。ただし連携をとるような仕組みづくりがないと、こちらから望んでも難しい場合もある。
- 要件にするのは構わないが、公教育側に「連携の意思」や「連携の必要性」があることを通達した上であれば必要不可欠。（文部科学省からは通知が出されているが上手くいかないことが常態）
- 卒業証書を出してもらうためにも、つながりは必要。本人は繋がらなくても、周りがつながっている事で、何かが変わっていくような気がします。連携をしない、協力をしないという支援者が考えの偏りがあるように思えて、少し怖い気がします。
- △学校が自治体に課せられた設置義務と公金によって運営されている点と、子どもの在籍校である点から当然教育委員会や学校が関与、協力、連携していくかなければならないと考える。

## 8 学習計画等（支援計画、活動計画）の策定・指導内容

### 【現状】

- 多くのフリースクール等民間施設では、利用児童生徒の個別の学習計画等が策定され、在籍校と共有されている。
- 利用児童生徒等の状況により、居場所としての機能を提供している場合には、個別の学習計画等の策定は行われていないケースが多く、学びへ移行した段階で個別の学習計画等が策定されている例が見られる。

### 【検討の論点】

- 個別の学習計画等の策定など、フリースクールの行う計画的な指導等の有無を要件として設定すべきか  
(⇒ 進学や将来の自立に向けて、学びの質の担保をどう図るか)
- 一方で児童生徒の状況により、居場所としての利用等、個別の学習計画等の策定にまで至らないケースをどう考えるか

### 【想定される影響】

- 多様な学びを提供している多くのフリースクールにおいては、個別の学習計画が策定され、在籍校との共有が図られており、実態に即している。
- 子どもの状況により、居場所として利用している場合には、個別の学習計画の策定に至っていないケースが多いことから、要件として設定することで、居場所としての利用には否定的な影響を与える。

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
相談・指導の実施	○	○	○	○
相談・指導の内容	○	○	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- ある程度は、あって然るべき、ただそれに縛られるものではなく、支援者側・本人側の目標のようなもので十分。
- 子どもや保護者が安心して施設に通えるために必要である。
- あくまでも内容は個人に沿ったもので、計画はあって良いと思われます。
- 義務教育と同等の場として、可能な範囲で専門性や計画性を持つことは大切だと感じる。
- △指導内容や学習計画は子どもを真ん中にした生活の中で個に応じて作られていくものであり、支援に携わる者が、計画と内容の立案と計画への評価をすることは必須。
- △社会的な自立に向けて、子どもの現在地を見極める必要はあり、支援の方向性を確認することは常に必要なので、常に文章化してまとめている。子どもの状態は刻一刻と変化するため、計画も日々刷新される。
- △あった方がいい。しかし書類づくりに追われるの本末転倒なので、一律な使いやすい様式を定めて欲しい。加えてフォームで入力できるなど入力のし易いさも欲しい。
- △事務的な記録保存が目的となった形骸化書類を作ることは反対。施設利用に至る経緯と目的と願い、教育方針と成果などが在籍校、子ども、施設で「有効に活用できるもの」を策定していくことには賛成である。
- △生徒によって決まった日時に通える場合の方が少ない。学校と連絡などがある場合には、双方で共通理解をするために必要なことだと思う。計画を立てることがプレッシャーになる生徒も多い。ある程度見通しを持って定期的な指導が入る生徒で、学校との共通理解のためという目的があればあった方が良い。

## 9 情報公開

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設では、ホームページやリーフレット等により、運営方針、提供する学びの内容や活動状況、利用料、受入児童生徒の状況等について広く情報を公開しているケースが見られる。
- ・公開されている情報は、個々のフリースクール等民間施設により様々

### 【検討の論点】

- ①利用児童生徒や保護者だけでなく、広く一般に対して、運営方針や提供する学びの内容や活動状況、利用料、受入児童生徒の状況等について情報が公開されていることを要件とすべきか  
(⇒ フリースクールへの社会的な理解の促進、利用児童生徒への多様な選択肢の提示、中立性を持った学びの提供、の観点から必要ではないか)

### 【想定される影響】

- ①フリースクール等民間施設のいくつかで情報が公開されており、実態に即している。  
②フリースクール等民間施設の社会的認知度の向上を図るために、積極的な情報提供が効果的と考えられる。

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
情報公開（利用料・運営状況等）	×	○	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 必要不可欠。これが公開できない団体は認証すべきではないと考える。
- 施設の情報は殆どなく、教育の機会を失っている子どもも多いので必然と感じる。
- 利用者が比較して選ぶための分かりやすい情報公開は必要
- 長野県のHPなどを含めたものなら賛成です。小規模な場合、なかなかリソースを割けない可能性があると思います。
- フリースクール等の情報は、収集するのが難しい。どこにどんな学びの場や居場所があるのか、ある程度の要件を満たしているところは情報を公開して、そのデータベースを元に子ども達の学びを組み立てることが出来るようにする必要は非常に感じている。
- フリースクールの存在を、一般の方々にも広く知っていただく機会となる。その上で、学校だけが学びの場ではないことを、広く理解いただくことの一環となれば。
- ×多様な学びの場の紹介は教育の場を提供する義務を負う自治体や教育委員会が関与した場で行うべき。公の場の情報でないと学校の特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどは保護者に紹介しにくいのではないか。
- ×子どもの不登校や発達障がい等で極めてナイーブな個人情報を抱えており、一般の施設とは違うため。
- △不登校の支援をしていることをあまり公開しなくなりました。不登校の児童生徒にもプライドがあり、みんなの中にいたい、特別に見られたくないという思いを大切にしています。紛れて欲しいという思いで運営しています。しかし不登校の支援のできる場所であるという情報は必要な人に届けたいので、不登校の支援のネットワークや親の会、学校等からの紹介はしてもらいたいと思います。

## 10 施設の面積要件、設備要件

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに一軒家や公共施設の一画などで実施されている。
- ・ごく少数ではあるが、体験・野外活動等を中心として特定の施設に拠らずに学び等を提供しているケースもある。

<参考>面積要件を設定している事業の例

- ・小学校設置基準（文部科学省令）：校舎の面積 児童数1人以上40人以下  $500\text{m}^2$  (1人当たり  $12.5\text{m}^2$ )
- ・放課後等デイサービス（厚生労働省ガイドライン）：指導訓練室の面積 1人当たり  $2.47\text{m}^2$

### 【検討の論点】

- ①児童生徒一人当たりの面積要件を設けるか  
( $\leftrightarrow$  何らかの建物・施設において学び等が提供されていることを前提として良いか)  
( $\leftrightarrow$  児童生徒数が流動的であるため、面積要件を設けたとしても適用できるか)
- ②フリースクール等民間施設に設備要件を設けるか  
( $\leftrightarrow$  多様な学び等が提供されている中、要件として想定される（必要な）設備を設定できるか（例：オンライン学習対応のWi-Fi環境、ICT機器等）)

### 【想定される影響】

- ①面積要件を設けた場合、民家等を活用したフリースクール等民間施設の場合には要件を満たさない可能性がある。  
( $\leftrightarrow$  また、屋外での活動を中心とするフリースクール等民間施設では、そもそも要件として成り立たない)
- ②設備を要件化することで、フリースクールの多様な学び等にプラスマイナス両面で影響を与える可能性がある。  
( $\leftrightarrow$  例：Wi-Fi環境整備の要件化の場合、プラス＝オンライン学習の促進等、マイナス＝自然体験学習の抑制等)

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
施設・設備	○	×	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 学習環境の質のためには賛成だが。行政等からの施設維持・管理の費用が補助されなければ難しい。
- 他者との距離感に敏感な子どもも多いため、ある程度の面積要件は必要だと思う。
- 財政状況など決して余裕があるわけではないと思う。実情に応じた最低限の基準であるべき。
  - ×面積や設備の要件で、学びの場が限られてしまうのは残念なことだと感じるため。
- △単なる学習支援だけにならないように、活動内容を検討し、野外体験や社会体験を盛り込んで、それに見合った施設等の環境を要件とする。
- △それぞれの施設の活動内容ごとに必要な要件がまちまち。どんな環境を持って質の担保ができるのかというの非常に難しい。
- △オンラインも含めて考えれば、PC1台でも、森の一画でも学びの環境は担保できる。多様性の世の中なので、良質な教育環境=広さや施設の新しさとは言えない。
- △子どもの学びや安全面などを考えると最低でも1人当たりに学校並みの環境構成がなされことが必要であると考えるが、固定費となるため運営には困難さを生む。当事者負担が増す可能性もある。

## 11 安全の確保（災害時の避難経路の確保、事故対応等）

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設では、民家を活用して運営しているケースが多いが、災害時における避難経路の確保等、安全面の配慮について、どのような対応がなされているか詳細は不明

### 【検討の論点】

- ①災害時の避難経路の確保等、利用児童生徒の安全面の確保を図るために何らかの要件を設けるべきか

### 【想定される影響】

- ①フリースクール等民間施設の多くが民家を活用して運営されているが、特段の対応はされていないと考えられるため、要件化に向けて、関係法令の適用を含めた整理が必要

<参考>他県が補助基準上で設けている例

■鳥取県「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」

(3) 施設の相談・指導の在り方について

(6)施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(5) 施設、設備について

②施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

### <参考>他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
施設・設備の保健・安全管理	○	×	○	○

**【アンケート等に寄せられた主な意見】** (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- 安全面を考慮すると望ましい。
- 万が一の時に子どもたちとスタッフの命を守るため、ある程度のマニュアルや基準は必要だと感じる。
- 各施設で対策を持っていることは必要だと思いますし、訓練なども必要です。ただ、その必要性が分かる方がいないと総合的に判断しづらいところがあります。
- 安全面の確保は学校と差があつてはいけない。せめて法の適用があるなら法律の範囲は満たしているべき。
- フリースクール運営者の義務として必要。損害賠償保険についても同様に加入義務が必要だと思います。
- 安全は何にも変えられないと思います。ただ、あまり厳しくすると設立の妨げになると思うので慎重に検討いただきたいです。
- ×大事な観点ではあるが、フリースクールの在り方の議論、子どもの教育機会の確保を最優先にするべき。
- △安全な場所であることは、言うまでもないが、民家を利用している場合、消防法となると大きなお金が必要となるケースもある。ある程度は許容して欲しい。

## 12 子どもの権利やこども基本法への理解、スタッフの資質

### 【現状】

- ・子どもの権利やこども基本法への理解の上に、フリースクール等民間施設が運営されているのか、個々の対応は不明
- ・また、資格の有無に関わらず、スタッフの資質（過去の問題行動等の有無など）に関しては確認されていない。

### 【検討の論点】

- ①子どもの権利の理解を前提とした活動（多様な学びの提供等）を実施してもらうため、子どもの権利やこども基本法を理解していることを要件として設けるべきか  
(⇒ 関連する研修の受講のほか、運営方針等から確認するなど)
- ②利用児童生徒を暴力行為、虐待、モラハラ等から守るため、スタッフの資質（過去の問題行動の有無）を要件として設定するか  
(⇒ 誓約等の自己申告など有効な確認方法はあるか)

### 【想定される影響】

- ①子どもの権利やこども基本法の理解に基づかず、フリースクール等民間施設の運営が行われている場合には、子どもを取り巻く大きなリスクと考えられる。
- ②過去に子どもに対して問題のある行動を取ったことがあるスタッフが、子どもに関わり続けることは、子どもを取り巻く大きなリスクとなる。

### 【アンケート等に寄せられた主な意見】 (○賛成、×反対、△どちらとも言えない) ※子どもの権利、こども基本法への理解に関して

- 日々変わる教育情勢に対応していくことは、フリースクールにとっても必要。
- 講習だけでは難しい部分も多いので「受けたらそれでよし」にしない仕組みも大切だと思う。オンライン開催など受け易い仕組みも合わせてお願いしたい・また、長年の経験があるから等、独自の理解ではなく最低限一律なものを希望する。
- 自治体で研修会を年数回、テーマごとに実施し、それを要件とするのは大切だと思います。
- 子どもの権利やこども基本法に関する知識は必須。しかし「研修を受けたからいい」というわけではない。
- 支援に携わる者として、（子ども権利、こども基本法への理解）当然なくてはならない。
- どの程度子どもと関わるかにもよるが、子どもに関わる学びをきちんとしていることは必要。そういう学習会や講演会を開催して、それへの参加を要件とするのなら賛成。
- ×フリースクールは基本的に個人事業者が1人で担っていることが多く、負担がとても多くなるため。
- △研修を受けることを要件に入れてはどうでしょうか。無いと認証できないというのは違うと思います。
- △子どもの権利は重要であるが、これも研修を受けていれば良いではなく、実践されていなければ意味がない。むしろ行政が子どもの権利を基準にフリースクールを評価すべきである。

## 13 その他事業の実施

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設では、フリースクール運営の他、学習塾等、その他事業と合わせて運営されているケースが見られる。

### 【検討の論点】

- ①放課後等デイサービス等の福祉事業、学習塾等のその他事業と合わせて運営が行われていることを要件とすべきか  
(⇒ フリースクールの主な支援対象である不登校児童生徒等の中には、福祉的な対応が必要な子どもや、学校以外の学習に意欲的な子どもなど様々なケースがあることから、総合的に関わることを要件としてはどうか)

### 【想定される影響】

- ①フリースクール等民間施設のいくつかは学習塾等を合わせて運営しているが、単独で運営しているフリースクール等民間施設が多いことから、要件とすることで認証されないケースが生じる。  
②フリースクール等民間施設が1箇所で複数の機能を持つことの意義については、様々な議論があると考えられる。

### 【アンケート等に寄せられた主な意見】 (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- ×そういう団体があっても良いですが、要件にする必要は感じません。
- ×福祉事業は補助金が入る、学習塾は営利団体である。今回の認証制度はフリースクールというどこからも金銭的支援のない学びの場を対象とすることが必要かと思う。
- ×子ども自身が勉強したいかどうかの意思が大切と考える。勉強ができるまでの精神状態になる前に、勉強を押し付けてはならないと思う。また教育と福祉は違うので混在させて考えてはならないと思う。
- ×それぞれのフリースクールには様々な特色があるので、その特色を尊重するべき。
- ×子どもを真ん中に据えた活動を目指すなら自立している運営であることが良い。福祉は福祉的に、学習塾は経営者の考えで学力重視、教科指導中心になることもある。また、それぞれ事業目的が違う。
- ×一般的にもフリースクールの概念の議論すらも始まっていないが、放課後等デイサービス事業や学習塾と、フリースクールは全く目的が違う施設と認識している。あくまで「フリースクール」の認証のはずが本末転倒の結果を招くと感じる。
- △要件をしてしまうと対象事業者が限定されてしまう。

## 14 出席評価（出席扱い）がされている児童生徒がいる

### 【現状】

- ・フリースクール等民間施設では、在籍校との連携や情報共有等により利用児童生徒が出席評価を受けているケースがあるが、その数は多くない。  
＜参考＞出席評価の状況 R3 フリースクールを利用している児童生徒の出席評価 ≈60%

### 【検討の論点】

- ①在籍校から出席評価を受けている児童生徒がいることを認証の要件とすべきか  
(⇒ 利用児童生徒の希望にもよるが、在籍校との連携・協力を示す評価軸の一つとして要件とすることは可能か)

### 【想定される影響】

- ①出席評価は、在籍校の校長の判断に委ねられており、フリースクール等民間施設では解決が難しい事柄を要件にしてしまう可能性がある。（要件とすることにより、在籍校の校長の出席評価の判断が、認証に大きく影響することになる。）
- ②出席評価を受けていることは、在籍校との連携・協力がしっかりと行われていることを裏付けるものであり、フリースクール等民間施設の日頃の取組や努力を評価する事項として要件とすることが考えられる。

### ＜参考＞他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
出席評価（出席扱い）	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)

## 15 政治的・宗教的中立

### 【現状】

- ・他県では、政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと、を支援の要件としている例が見られる。

### 【検討の論点】

- ①学びや活動の中立性を担保するため、政治的・宗教的な中立を要件に設定すべきか  
(⇒ 支援の段階では、政治的・宗教的な中立を求める。偏った学びと捉えられないよう、認証段階で要件を設定するか)

### 【想定される影響】

- ①政治・信教（思想・良心）の自由に配慮しながら、学びや活動の中立性とのバランスを図ることが求められ、フリースクール等民間施設において該当するケースの有無を確認・把握することが必要

### <参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
政治・宗教活動の禁止	○	×	○	○

## **16 利用児童生徒・保護者の状況に応じた相談支援**

### **【現状】**

- ・フリースクール等民間施設の多くで、利用児童生徒やその保護者への相談支援が行われている。また、フリースクール等民間施設によっては、運営にあたり保護者との連携を図っているケースが見られる。

### **【検討の論点】**

- ①利用児童生徒だけでなく、様々な悩みや不安を抱える保護者等からの相談に応じることも、フリースクール等民間施設の重要な役割として、相談支援の役割を担うことを認証要件とすべきか

### **【想定される影響】**

- ①相談支援の役割を要件とする場合、多岐にわたる相談内容に応じる必要が生じることから、フリースクール等民間施設の負担増につながる可能性
- ②フリースクール等民間施設のスタッフが相談支援に対応できるスキルを身に付けている必要がある。（現在、相談支援に対応しているフリースクール等民間施設のスタッフが相談支援のスキルを有しているか不明）

### **<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定**

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
相談・指導の実施	○	○	○	○
相談・指導の内容	○	○	○	○
家庭・保護者との連携	○	○	○	○